

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県特定非営利活動促進法施行細則等の一部改正について

1 規則の改正理由

平成19年7月の組織改正に伴い、鳥取県特定非営利活動促進法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正

ア 協働連携推進課の新設に伴い、所要の規定の整備を行う。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

特定非営利活動法人の社員名簿の閲覧を行わない日の指定、閲覧の中止の命令の事務処理権限を企画部協働連携推進課長及び総合事務所長の委任決裁事項とする。

(3) 施行期日は、公布日とする。